

平成 29 年（2017 年）6 月 19 日

日光市議会議長 田村 耕作 様

産業観光常任委員会

委員長 川村 寿利

委員会調査報告書（所管事務調査）

本委員会は、所管事務調査として「ごみの減量化・資源化について」の調査・研究を行い、その結果を取りまとめましたので、日光市議会会議規則第 109 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 調査の背景

日光市は、平成 20 年 3 月に「日光市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「市民・事業者・行政の協働による減量化等の目標達成」、「目標達成のためのごみ処理体制の統一」の二つの基本方針を定め、循環型社会の構築を目指してきた。

平成 21 年 6 月には、ごみ減量化を推進するため組織された「ごみ減量化等検討委員会」から、ごみ減量・資源化に関する意識を高めるために実施すべき施策の提案がなされ、これを受けて、広報紙・ホームページ・マイバックキャンペーンなどによる啓発活動や生ごみ水切り器の配布、生ごみ処理機器設置補助金制度や資源物回収団体報奨金制度の拡充など、様々な施策を行ってきた。

平成 26 年 10 月には、改めて組織された「ごみ減量化等検討委員会」から、ごみの量の減少など一定の成果を得られたが、天然資源やエネルギーの消費を抑制し、地球を取り巻く環境問題を解決するためには、更なるごみの減量化・再資源化を積極的に推進することが重要であり、その有効な手段として、「平成 32 年度までに家庭ごみ等有料化をすべきである。」との提案がなされ、これを受けて、市では「家庭ごみ等有料化基本方針」の策定に着手した。

当委員会では、平成 27 年度から引き続き「議会と協議したい重要案件」に位置付けられている「家庭ごみの有料化」について、家庭ごみ等の有料化はごみの減量化を図るための有効な手段ではあるが、市民の家計に影響を及ぼす案件であることから、「ごみの減量化・資源化について」を本委員会の所管事務調査事項とした。

2. 調査方法

(1) 所管事務調査

- 平成 28 年 7 月 15 日 家庭ごみ等有料化基本方針（案）について
- 平成 28 年 10 月 11 日 家庭ごみ等有料化基本方針（原案）のパブリックコメントの結果について
- 平成 28 年 12 月 8 日 ごみの減量化・資源化について
- 平成 29 年 3 月 2 日 議会報告会の意見への対応について
- 平成 29 年 3 月 10 日 家庭ごみ有料化について

(2) 先進自治体への視察

平成 28 年 10 月、岐阜県瑞浪市にて「ごみの有料化について」の視察を行った。

瑞浪市では、既に昭和 60 年 4 月から有料化が進められ、ごみ袋（大）16.5 円（袋製造費相当）でスタートしたが、平成 19 年 1 月から 37 円に改定した。

全国的な動向として、全国市区町村うち 80%以上の自治体が家庭ごみを有料化しており、その主な目的は、ごみの減量化、住民意識の向上、ごみの分別の徹底化、負担の公平性、資源化の促進、財政負担の軽減などである。

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む人がいる一方で、減量に無関心な人も存在し、ごみ処理の大半を一般財源で賄う方法ではごみを減らす努力が報われないことから、経費負担の原則を強めることによって負担の公平性を高めている。近年、廃棄物処理経費が増加しており、一般財源の投入等を見直す時期に差し掛かっているとのことであった。

(3) 議会報告会における意見の調査

常任委員会を「班単位」として実施した議会報告会で、産業観光班は「ごみの有料化・減量化」をテーマに意見交換を行った。各自治会の自治会長・環境美化委員等、合計 110 名の出席者から出された「ごみの有料化・減量化」についての主な意見・要望は下記のとおり。

①ごみの有料化について

- ・有料化の目的、有料化対象外の品目、支援及び減免制度等の詳細な説明を要望
- ・説明会の開催は、市全域自治会を対象に細分化して実施し、自治会未加入者も含めて洩れのない周知を要望

②ごみの減量化について

- ・ごみ排出量が多い要因を調査し、結果を市民に提示し、減量に向けて周知・啓発をすべき
- ・旅館や飲食店等で排出される営業用のごみがステーションに出されている状況なので、事業系ごみ処理区分の取り扱いの周知徹底
- ・可燃ごみ以外の資源物に、プラスチック・廃プラスチック等の見直しを行い、分別化を明確にして資源化の向上

③ごみ袋について

- ・家族等の多い世帯を考慮し、70Lの追加と販売価格の引き下げ、容量ごとの料金設定について再検討
- ・ボランティア袋の用途と支給方法について明確化

④不法投棄について

- ・有料化に伴い不法投棄があらゆる個所に発生することが懸念されるので、市民に不安と苦勞をかけないような対応策の検討
- ・不法投棄等の迅速な処理の対応及び明確な連絡先窓口の設定
- ・悪質な不法投棄者への罰則等の検討

議会報告会で出された意見を受け、当委員会では、平成 28 年 12 月 8 日に「ごみの減量化・資源化についての取り組み状況」の説明及び平成 29 年 3 月 2 日に「議会報告会で出された意見について」の現状説明を受ける委員会を開催し、市民からの意見に対する調査を実施した。

当委員会で調査した結果を議会報告会の所管である広報広聴委員会に戻したところ、広報広聴委員会ではこの件を政策提言するよう議長に依頼、議長は平成 29 年 3 月 22 日に市長へ「家庭ごみ等有料化について」の政策提言書を提出した。

家庭ごみ有料化に向けた市民への説明会が開始される前に、委員会として調査した結果を提言に結び付けることができた。

3. まとめ

「ごみの減量化・資源化における家庭ごみ等の有料化」は、合併以前に実施していた地域や初めて有料化が導入される地域があり、地域ごとに認識の相違がある。

先進自治体の視察及び議会報告会で出された意見等をかんがみると、有料化の導入目的、ごみの明確な分別化、そして違法な不法投棄の対応等について、市民に対して丁寧に説明会を重ね、ごみの減量化・資源化意識の高揚を図ることが肝要であることから、下記の 3 点について提言する。

- (1) 市民の更なる理解を深めるために、市内全自治会や団体を対象にした積極的な広報・広聴活動の実施。
- (2) ごみの減量化・資源化は自治会及び個人によって認識が異なることから、一体感の醸成に向けた啓発活動の推進。
- (3) 不法投棄に対する迅速な対応を図るための、連絡窓口の確保。

この取り組みについては、市民意識の改善、市民生活環境の整備、そして循環型社会の実現に寄与することから、平成 30 年 4 月の円滑な制度導入に向けて、着実に取り組んでいただきたい旨申し添える。